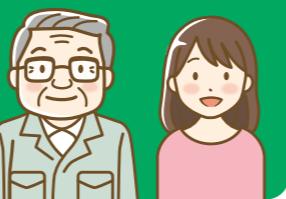




こくみん共済 coop では、
協力団体・組合員の皆さまと
一体となった取り組みを展開しています。



こくみん共済 coop のトータル保障

幅広い保障で皆さまの暮らしをサポート
ライフスタイルの多様化に合わせ、保障分野を右の9分野に見直しました。
今まで以上に、皆さまの暮らしをトータルにサポートしていきます。

生涯生活保障設計運動

可処分所得を増やし、家計を応援したい
公的保障、企業(団体)保障の制度がどのくらいあるかを把握し、足りない分を私的保障で補うという考え方にもとづき、ご自身やご家族に合ったムリのない保障の備えと家計の負担軽減を目指しています。



保障の生活協同組合 こくみん共済 coop のあゆみ

1954年

労働者のたすけあい運動
から生まれました

労働者自らの手で労働状況
を改善することを目的に
始まった労働者福祉運動
がこくみん共済 coop の
始まりです。

1955年

新潟大火の対応により
得られた信頼

火災共済事業開始からわずか
5ヵ月後、新潟大火が発生。「負債
はいつか返せる。失った信頼は
永久に取り戻せない。」との信念
にもとづき、掛金収入を上回る
共済金をお支払いしました。

1998年

阪神・淡路大震災を
きっかけとした署名活動

「自然災害に対する国民的
の保障制度を求める国民会議」
が発足。2,500万人署名活動に取り組んだ結果、
「被災者生活再建支援法」
成立の一助を担いました。

2011年

東日本大震災の
被災者への対応に総力

東日本大震災発生後、全国
から役職員を動員し、被災地の復興と被災された
組合員の一日も早い安心
と生活再建のために総力を
あげて取り組みました。

堅実な経営を
続けています

総資産は4兆194億円

契約件数は、全共済制度合計で2,907万件、契約
高は786兆円です。また、総資産は前年度より
99億円減少し、4兆194億円に達しています。

お支払いした共済金は3,255億円

2023年度(2023年6月1日～2024年5月31日)
は、200.6万件、3,255億円の共済金をお支払い
しました。
(2024年5月末現在)

ご注意 住宅修理サービス等のトラブルにご注意ください!
こくみん共済 coop は、ご契約者様からのご一報を受けないまま、被害調査や共済金請求に関するお電話や訪問を行うことはございません。万一、不審な電話や訪問を受けた場合は、一切応じず、当会または警察等へご相談ください。
詳しくは、当会ホームページをご覧ください▶



こくみん共済 coop
<全労済>
全国労働者共済生活協同組合連合会

こくみん共済 coop 関西統括本部

- 滋賀推進本部(滋賀県労働者共済生活協同組合)
- 奈良推進本部(奈良県労働者共済生活協同組合)

- 京都推進本部(全京都労働者共済生活協同組合)
- 大阪推進本部(全大阪労働者共済生活協同組合)

- 和歌山推進本部(和歌山県労働者共済生活協同組合)
- 兵庫推進本部(兵庫労働者共済生活協同組合)

はたらくあなたを支える安心

あなたの“今”に必要な安心保障をお届けします。

住まい
の保障



交通事故
の保障



住まいの共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

交通災害共済

交通災害共済

こくみん共済 coop は 豊かで安心できる社会づくりに、取り組んでいます。

なわとび・長なわを贈ろう!



子どもたちの体力向上を応援し、
こくみん共済 こども保障タイプ
1件のご加入につき、なわとび・
長なわを全国の児童館などに
寄贈します。



横断旗を贈ろう!



交通事故から子どもたちを
守るために、マイカー共済1件
のお見積もりにつき、横断旗
を全国の児童館などに寄贈
します。



私たちの取り組みに、ぜひあなたもご参加ください! 詳しくはホームページへ こくみん共済 coop ▶ 対象期間: 2025年6月1日～2026年5月31日

こくみん共済 coop ならではの安心

こくみん Life サポート

くらしにたくさんの“安心”と“よかつた”を。

約18万種類のサービスが組合員特典価格等でご利用いただけます!

- 毎日のヘルスケア
- 住まいの修理リフォーム
- グルメ・レジャー優待
- カーメンテナンス
- ライフィベントで使えるサービス

ご利用は、こくみん共済 coop 公式アプリから!



- アプリをインストール
- マイページ登録後IDとパスワードでログイン

ログイン完了

アプリでできる便利なこと

- 契約内容の確認
- 加入・変更手続き
- 共済金請求
- ロードサービスの受付
- 自動車事故の受付
- こくみん Life サポートの利用



こくみん共済 coop
<全労済>

予期せぬ
火災・自然災害に
備えましょう

住まいの共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

住まいの共済は、「火災共済」と「自然災害共済」の2つの保障で成り立っています。

安心のポイント

築年数・使用年数にかかわらず
大切な住まいと家財をしっかりと保障。

住宅や家財は、年数が経過するほど価値(時価)が下がっていきます。

住まいの共済の「火災共済」は、火災などの被害に対して、被害にあった住まいや家財と同程度のものを、新たに購入・修復するために必要な金額(再取得価額^{※1})で保障します。

^{※1} 当会が定めた標準的な価額

「持ち家」でも「賃貸」でも
家財の保障に加入しましょう。

住宅だけの契約では、家財は保障されません。
一つ一つ買い足してきた家財も積み重なると大きな財産となります。
万一のとき、安心して元通りの生活を再建できるよう、住宅・家財それぞれに加入しましょう。

自然災害にも安心の保障。

「火災共済」に「自然災害共済」をセットすることで、風水害や地震などにも備えられます。また、風水害(豪雨、雪崩、突風など)は、小さな被害から大きな被害まで、被害にあった実際の損害額(実損害額)にもとづく支払方式で保障します。
[※]契約共済金額が上限となります。

保障の種類と範囲

住まいの共済

火災共済

自然災害共済



エコ住宅に
お住まいの皆さまへ
掛金の一部を環境のために活かす、エコ住宅専用の共済もあります。住まいの共済
火災共済・自然災害共済

火災など



- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為
(損害額5万円以上)
- 水ぬれ
(給排水設備の事故による水ぬれや他人の住居からの水ぬれなど)
- 消火作業による冠水・破壊
- 他の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

風水害など



- 暴風雨
- 突風・旋風(竜巻含む)
- 台風
- 高波・高潮
- 洪水
- 豪雨・長雨
- 雪崩
- 降雪
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ

地震など



- 地震による損壊
 - 地震による火災
 - 噴火による損壊
 - 噴火による火災
 - 津波による損壊
 - 噴火による損壊
- 盗難などによる損害
- 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合



さらに安心の特約を付帯できます。

類焼損害保障特約

個人賠償責任共済

借家人賠償責任特約

盗難保障特約

▶詳しくは後記「特約」のページをご確認ください。

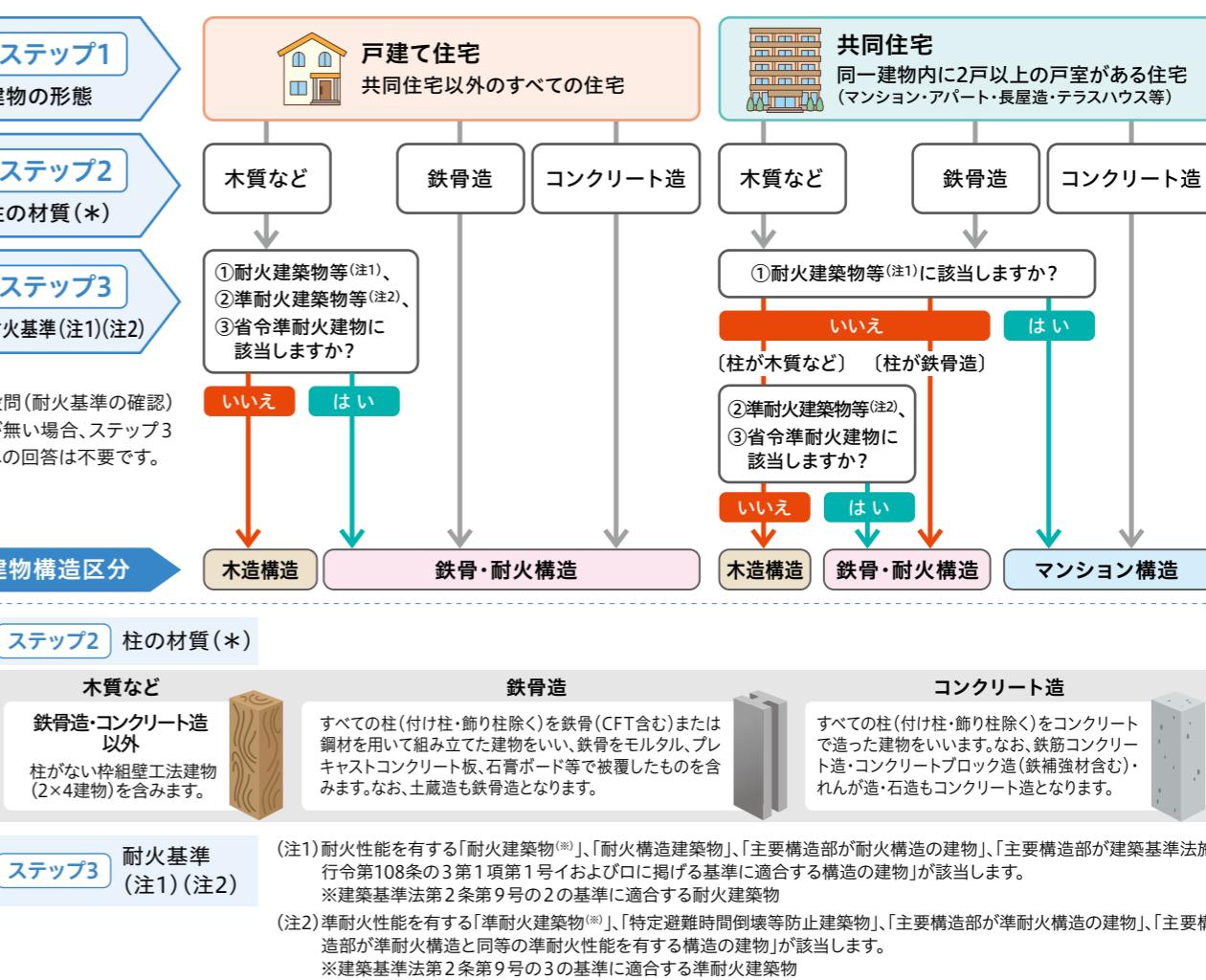
建物構造区分確認ガイド

建築基準法(2019年6月25日施行)を踏まえ、建物構造区分の定義を見直しました。
すでに住まいの共済にご加入中の方も、ご契約上の構造区分が変更となる場合、
掛金額が今よりも安くなることがありますので、今一度ご確認をお願いいたします。

建物の構造によって掛金は変わります。

ホームページでもカンタンに建物の構造を確認できます。

建物構造区分確認ガイド



解説 建物構造区分確認について

1 「二世帯住宅」の建物形態

▶ 建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

2 柱が見えない場合の材質の確認方法

▶ 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

3 鉄骨と木の柱が混在している場合

▶ 「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

4 【耐火建築物等】
【準耐火建築物等】
【省令準耐火建物】に

該当するかどうかご不明な場合

▶ 次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書」「設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
地上4階建て以上の共同住宅の場合、確認は不要です。 ※昭和35年以降建築の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合に限ります。	2
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。	3
当会ホームページで耐火基準コードを確認	4

加入できる住宅・家財について

後記「ご契約のてびき」の住まいの共済「●共済商品のしくみ ■加入できる住宅または家財(保障の対象)」をご確認ください。

現在、空家(無人の住宅等)をご契約の方へ

空家としてご契約を更新される場合は、当会から別途お送りするご案内にしたがって「空家届(更新届出)」提出のお手続きが必要です
で、ご注意ください。

保障内容～火災共済～

◎:手厚く保障されます。 ○:保障されます。
△:保障が少なくなります。
または、保障の一部が対象外となります。
保障の対象が建物のみの場合、家財は保障されません。
また、保障の対象が家財のみの場合、建物は保障されません。

火災共済のみ加入の場合	
火災など	○
風水害など	△ (風水害保障なしタイプ)の場合は、保障されません。 (建物構造区分がマンション構造の場合のみ選択可)
地震など	保障されません
盗難などによる損害	保障されません (特約で保障をセット可)

特約も追加でご加入いただけます(詳しくは後記「特約」のページをご確認ください)。

■ 保障内容と保障額

保障額は加入口数によって決まります。

火災共済

損害別の最高保障額 (支払限度額)	火災などのとき (火災等共済金) 最高6,000万円^{*1}	台風・降雪などのとき (風水害等共済金★) 最高300万円^{*1}	臨時費用共済金^{*2} お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
火災共済 には以下の保障も含まれます。 金額は支払限度額・支払額です。			
●持ち出し家財共済金 100万円 または、家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額) ※持ち出し家財・家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財	●水道管凍結修理費用共済金 10万円 ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象	●漏水見舞費用共済金 50万円 または、契約共済金額の20%(いずれか少ない額) [第三者1世帯につき15万円を限度] ●バルコニー等修繕費用共済金 ※住宅契約に加入している場合のみ対象 30万円 または、住宅の契約共済金額(いずれか少ない額)	●修理費用共済金★ 100万円 または、契約共済金額の20%(いずれか少ない額)

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。

*2 臨時費用共済金…罹災後、臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。

▶共済金をお支払いする場合(支払事由)については後記「ご契約のてびき」の住まいの共済「●共済金のお支払いなどについて」をご確認ください。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

保障内容～自然災害共済～

◎:手厚く保障されます。 ○:保障されます。
△:保障が少なくなります。
または、保障の一部が対象外となります。
保障の対象が建物のみの場合、家財は保障されません。
また、保障の対象が家財のみの場合、建物は保障されません。

おすすめ! 自然災害共済をプラスした場合	
火災共済 + 自然災害共済 ベーシック (タイプB)	火災共済 + 自然災害共済 エコノミー (タイプE)
火災など	○
風水害など	○ (風水害保障なしタイプ)の場合は、保障されません。 (建物構造区分がマンション構造の場合のみ選択可)
地震など	○
盗難などによる損害	○

自然災害共済は、火災共済と異なる口数や単独での加入はできません。

■ 保障内容と保障額

保障額は加入口数によって決まります。

自然災害共済

火災共済の保障にプラスしてお支払いします。

損害別の最高保障額 (支払限度額)	台風・降雪などのとき (風水害等共済金★) 最高5,700万円^{*1}	地震などのとき (地震等共済金) 最高1,800万円^{*1}	ベーシック おすすめ! エコノミー 最高3,000万円^{*1}
自然災害共済 には以下の保障も含まれます。 金額は支払限度額・支払額です。			
●盗難共済金 ・盗取、汚損、損傷 … 契約共済金額 ・通貨(1万円以上)… 20万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額) ・預貯金証書 … 200万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額) ・持ち出し家財… 100万円 または、家財の契約共済金額の20%(いずれか少ない額)	●地震等特別共済金 ※加入口数が20口以上の場合のみ対象 ●ベーシック… 4.5万円 (1世帯あたり) ●エコノミー… 3万円 (1世帯あたり)	●修理費用共済金★(1事故1名につき) 600万円 (1口あたり最高10,000円)	●付属建物等特別共済金 (地震等の損害に対する保障) ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象 ※付属建物等… 物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど ●ベーシックのみ 3万円 (1世帯あたり)

※自然災害共済の風水害等共済金は、申込日以前に発生した風水害等については、申込日の翌日から8日目以降の共済期間中に生じた損害が保障の対象となります。

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。

▶共済金をお支払いする場合(支払事由)については後記「ご契約のてびき」の住まいの共済「●共済金のお支払いなどについて」をご確認ください。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

共済金額

■風水害などのときの保障について

自然災害共済にご加入の場合、火災共済と
自然災害共済の共済金をあわせてお支払いします。
※支払限度額はベーシックの方が大きくなります。



▶支払限度額がありますのでご注意ください。また、共済金のお支払いに関する詳細は、後記「ご契約のてびき」の住まいの共済「●共済金のお支払いなどについて」をご確認ください。



火災などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

火災等共済金	被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の 15% (200万円が限度)	+ +
半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額		



風水害などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

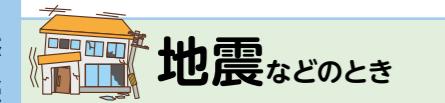
風水害等共済金	被害の程度	共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
全損・流失 (70%以上)	契約共済金額の30%	300万円 (住宅・家財契約の合計)	—	お支払いする共済金の 15%
半損 (20%～70%未満)	契約共済金額の15%	150万円 (住宅・家財契約の合計)	—	+ +
一部損 (20%未満)	住宅 家財	保障の対象となる住宅の 損害額の30% 保障の対象となる家財の 損害額の30%	住宅の契約共済金額の6% (最高40万円) 家財の契約共済金額の6% (最高20万円)	—



風水害などのとき

契約共済金額は「自然災害共済の加入口数」
×「1口あたりの共済金(ベーシック: 10万円、エコノミー: 5万円)」です。

風水害等共済金	被害の程度	ベーシック	エコノミー
全損・流失 (70%以上)	共済金の額 -風水害等共済金(火災共済)	5,700万円	契約共済金額 3,000万円
半損・一部損 (70%未満)	住宅 家財	損害額 -風水害等共済金(火災共済) 契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済) -風水害等共済金(火災共済)	損害額 -風水害等共済金(火災共済) 契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済) -風水害等共済金(火災共済)



地震などのとき

お支払いする共済金の額(地震等共済金)は
「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。

地震等共済金	被害の程度	ベーシック	エコノミー
全損・全焼 (住宅の損壊率70%以上)	30,000円	1,800万円	20,000円
大規模半損・大規模半焼 (住宅の損壊率50～70%未満)	18,000円	1,080万円	12,000円
半損・半焼 (住宅の損壊率20～50%未満)	15,000円	900万円	10,000円
一部損・一部焼 (損害額100万円超)	3,000円	180万円	2,000円
特地別震等共済金	住宅の損害額が20万円を超える場合 100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円	1世帯あたり 3万円

付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

火災等共済金:火災共済の住宅の契約共済金額の10%が限度です。

ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。

風水害等共済金:火災共済および自然災害共済について、それぞれの共済における住宅の契約共済金額の10%を限度として付属建物等の損害額を住宅の損害額に含めて共済金の額を算定します。

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

特約

※特約などの概要(詳しい内容やセット加入の条件)については、後記「ご契約のてびき」をご確認ください。

特約	ご契約のてびき内の記載箇所
類焼損害保障特約	住まいの共済 ●共済商品のしくみ ■特約について 類焼損害保障特約
個人賠償責任共済	個人賠償責任共済
借家人賠償責任特約	住まいの共済 ●共済商品のしくみ ■特約について 借家人賠償責任特約
盗難保障特約	住まいの共済 ●共済商品のしくみ ■特約について 盗難保障特約

類焼損害保障特約

年払掛金 **2,300円**



自宅からの火災により、
近隣宅が損害を被ったときに。

類焼損害共済金 支払限度額 **1億円**

万一、ご近所の方が火災保障に未加入であった場合等のために、ご自身で備えておくと安心です。
▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

個人賠償責任共済

年払掛け金 **2,300円**



他人にけがをさせたなど、
損害賠償責任を負ったときに。

損害賠償共済金・
賠償費用共済金 支払限度額 **3億円**

見舞金や弔慰金などの急な出費のために使える
対人臨時費用(対人事故のとき)

内容	死亡させたとき	10日以上入院させたとき	謝罪等をしたとき
支払額	10万円	2万円	3,000円

*ご家族の範囲は、後記「ご契約のてびき」の個人賠償責任共済「●被共済者の範囲」をご確認ください。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

借家人賠償責任特約

1口あたりの年払掛け金
(建物構造区分別)
木造構造 45円
鉄骨・耐火構造 20円
マンション構造 15円



貸主に対して賠償責任を負ったときに。
—賃貸住宅にお住まいの方に—

年払掛け金 **1,500円** 支払限度額 **1,000万円**

※支払限度額は契約口数によって変わります。

盗難保障特約

年払掛け金 **1,100円**



空き巣被害により、
大切な家財が盗難されたときに。

盗難共済金 支払限度額 **300万円**

盗難被害内容別支払限度額

被害内容	盗取、汚損、損傷	通貨(1万円以上)	預貯金証書	持ち出し家財
支払限度額	300万円	20万円	200万円	60万円

*預貯金証書の損害は、「盗難を知った後、すぐに所轄警察署と預貯金先に被害の届け出をした・預貯金が引き出されてしまった」場合に限ります。※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内、盗難に遭うことをいいます。

▶火災共済の契約のみで家財30口以上加入の場合にセットできます。

★賠償費用共済金…損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

損害賠償するにあたって要した費用とは
①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用

必要保障額と掛金の計算

「ステップ1」「ステップ2」の空欄を埋めて、必要保障額と口数、掛金を計算しましょう。

ステップ 1 必要保障額・加入口数

住宅の必要保障額 (持ち家)

住宅の延床面積(坪数)を確認します。

※坪数小数点以下切り上げ

$$\boxed{\text{m}^2} \div 3.3 = \boxed{\text{A}} \text{ 坪}$$

次に住宅の必要保障額を確認します。

住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります。所在地の加入基準を①に記入してください。

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
マ・鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

$$\boxed{\text{A}} \text{ 坪} \times \boxed{\text{1}} \text{ 万円} = \boxed{\text{B}} \text{ 万円}$$

⚠️他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。

※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\boxed{\text{C}} \text{ 万円} - \boxed{\text{D}} \text{ 万円} = \boxed{\text{E}} \text{ 万円}$$

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、その目安となるものです。

家財の必要保障額 (持ち家・賃貸住宅)

家財の必要保障額を確認します。

家財の必要保障額(加入基準)は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります。
該当の必要保障額(加入基準)を④に記入してください。

必要保障額(加入基準)		世帯人数				
住宅延床面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

④ 家財の必要保障額
万円

⚠️他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。

※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\boxed{\text{F}} \text{ 万円} - \boxed{\text{G}} \text{ 万円} = \boxed{\text{H}} \text{ 家財の必要保障額
万円}$$

ステップ 2 掛金

掛金払込方法:年払い

掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を前記「建物構造区分確認ガイド」でご確認ください。※自然災害共済のみの加入はできません。

火災共済 の掛金額

$$\boxed{\text{A}} \text{ 口} \times \begin{array}{|c|c|c|c|}\hline & 木造構造 & 70円 \\ \hline & 鉄骨・耐火構造 & 40円 \\ \hline & マンション構造 (風水害保障なし) & 30円 (25円) \\ \hline \end{array} = \boxed{\text{B}} \text{ 円}$$

自然災害共済 の掛金額

$$\boxed{\text{A}} \text{ 口} \times \begin{array}{|c|c|c|c|}\hline & \text{ベースック} & 1口あたりの年払掛金 \\ \hline & 木造構造 & 190円 \\ \hline & 鉄骨・耐火構造 & 125円 \\ \hline & マンション構造 (風水害保障なし) & 90円 (80円) \\ \hline \end{array} = \boxed{\text{C}} \text{ 円}$$

エコノミー

$$1口あたりの年払掛金$$

木造構造	135円
鉄骨・耐火構造	90円
マンション構造 (風水害保障なし)	60円 (55円)

希望する特約の掛金額を足して④に記入してください。

類焼損害保障特約

$$\text{年払掛金} \\ 2,300円$$

個人賠償責任共済

$$\text{年払掛金} \\ 2,300円$$

盗難保障特約

$$\text{年払掛金} \\ 1,100円$$

$$\boxed{\text{D}} \text{ 特約の掛金
円}$$

借家人賠償責任特約(賃貸住宅にお住まいの方)の掛金を計算します。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50m ² 未満)	1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50m ² 以上)	2,000万円(200口)
戸建て	2,000万円(200口)

ご希望の保障額

$$\boxed{\text{E}} \text{ 万円} \div 10\text{万円} = \boxed{\text{F}} \text{ 口}$$

※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。

※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合もあります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

1口あたりの年払掛金

木造構造	45円
鉄骨・耐火構造	20円
マンション構造	15円

$$\times \boxed{\text{E}} = \boxed{\text{F}} \text{ 借家人賠償責任特約の掛金
円}$$

合計の掛金を計算します。

$$\boxed{\text{B}} \text{ 円} + \boxed{\text{C}} \text{ 円} + \boxed{\text{D}} \text{ 円} + \boxed{\text{F}} \text{ 円} = \boxed{\text{G}} \text{ あなたの掛金額
円}$$

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

住宅と家財の「必要保障額」から「加入口数」を計算します。

※住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

$$\boxed{\text{H}} \text{ または } \boxed{\text{I}} \text{ 住宅の必要保障額
万円} \div 10\text{万円} = \boxed{\text{J}} \text{ 住宅の加入口数
口}$$
$$\boxed{\text{K}} \text{ または } \boxed{\text{L}} \text{ 家財の必要保障額
万円} \div 10\text{万円} = \boxed{\text{M}} \text{ 家財の加入口数
口}$$
$$\boxed{\text{J}} + \boxed{\text{M}} = \boxed{\text{N}} \text{ 住宅と家財の合計加入口数
口}$$

交通機関に関する
身近な事故を
保障します。

交通災害共済

交通災害共済

掛金払込方法:年払い

ご加入いただける方

年齢・健康状態にかかわらず、ご契約者および生計を一にする親族の方ならどなたでもご加入いただけます。

保障の対象となる交通事故の範囲

交通事故			
自動車	電車	航空機	船舶
自転車	エスカレーター	駅改札内	リフト
道路通行中の不慮の事故			
火災	破裂・爆発	建物・工作物の倒壊・落下	掛け崩れ・土砂崩れ

交通事故による
死亡 **身体障がい** **入院** **通院**
に対してお支払いします。

●共済金のご請求には、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書等が必要となります。



掛金と保障内容

タイプ (型名)	口数	年払掛金	死亡共済金 ^{*1}	障害共済金 ^{*2}	入院共済金 ^{*3}	通院共済金 ^{*4}
			死亡	身体障がい (身体障害等級の 1級から14級)	連続5日以上の入院 (5日目から 最高180日分)	通院 (1日目から 最高90日分)
F型	25口	3,500円	500万円	500万円～20万円	7,500円	3,750円
	20口	2,800円	400万円	400万円～16万円	6,000円	3,000円
	15口	2,100円	300万円	300万円～12万円	4,500円	2,250円
	10口	1,400円	200万円	200万円～8万円	3,000円	1,500円
	5口	700円	100万円	100万円～4万円	1,500円	750円

*1 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

*2 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

*3 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に連続して5日以上入院した場合、下記の計算により入院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

$$\text{入院共済金} = \text{入院共済金額(日額)} \times [\text{入院日数}(184\text{日限度}) - \text{免責4日}]$$

*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

*4 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に通院した場合、下記の計算により通院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

$$\text{通院共済金} = \text{通院共済金額(日額)} \times \text{通院日数}(90\text{日限度})$$

■ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故については、死亡から通院まですべての共済金についてお支払いの対象となりません。

お支払例(25口加入の場合)

例1 会社の帰りに交通事故で連続して30日間の入院をした場合
入院共済金5～30日目の26日分、4日目までは通院共済金を4日分 **210,000円**

例2 道路を通行中に、建物から頭上に物が落下してけがをし、10日間通院した場合
医師の診断を受けて通院10日分 **37,500円**

▶ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したもので、ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

ご契約のてびき

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます)、細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、ごくみん共済 coop(以下「当会」といいます)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・住まいの共済および交通災害共済の事業規約・細則は当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。

ご契約のしおりご案内

※当会では、ご契約者の皆さまへ「契約上の大切な事柄を分かりやすく説明する資料」として、「ご契約のしおり」を作成しております。「ご契約のしおり」は、当会ホームページに掲載しておりますので、パソコンやスマートフォン等から、いつでも簡単に閲覧いただけます。

※「ご契約のしおり」に記載があっても、ご加入の団体では取り扱いのない特約等があります。詳しくは所属の団体を通じて当会までお問い合わせください。

【ご契約のしおり】
検索方法

パソコンから
こくみん共済 coop
ホームページ
サイト内検索(画面の右上)
しおり で検索

スマートフォン・
タブレットから



- 必要なときに、いつでも閲覧が可能です(「ご契約のしおり」データは保存・印刷することも可能です)。
- 「共済商品名」「保障開始年月」で該当の「ご契約のしおり」を検索できます。

契約概要 ご契約に際して特に確認いただきたい事項 注意喚起情報 ご契約に際して特に注意いただきたい事項

用語の説明

【契約者】当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となることが必要です。

【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

【生計を一にする(同一生計)】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることの要しません。

【配偶者】法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)をいいます。

※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

【未婚】これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。

【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済の目的(保障の対象)】契約により保障されるものをいいます。

【付属工作物】門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

【付属建物】物置、納屋、車庫などをいいます。

【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。

【火災等】火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、水ぬれ(給排水設備の事故による水ぬれや他人の住居からの水ぬれなど)、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。

【風水害等】暴風雨、突風、旋風、竜巻、高波・高潮、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。

【雨水等】雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

【地震等】地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。

【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】居住部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

共済商品名	事業規約・細則
住まいの共済 火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済	風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済
交通災害共済	交通災害共済

●自然災害共済のタイプ名称は以下のとおりです。

本紙上で記載しているタイプ名称	事業規約上の名称
ベーシック	タイプB
エコノミー	タイプE

※共済契約証書および一部の申込書類では事業規約上の名称のみ記載しています。

ご契約にあたっての共通項目

契約概要

●契約について

1. 契約の受取団体
全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

2. 契約の方法
契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。

3. 掛金について
掛金についてはリーフレットの該当ページでご確認ください。

●初回掛金の払込方法について

掛金の払込方法は所属する団体により異なります。詳しくは所属の団体にご確認ください。

●共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。ただし、共済期間の中途中で加入される場合は、次に到来する団体との協定で定めた日までとなります。同じ内容で引き続き加入する場合は、自動更新となりお手続きは不要です。ただし、更新日において次の場合は更新できません。

1. 交通災害共済
被共済者となる方が当会の定める被共済者の範囲外である場合

2. 住まいの共済
契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合

※空家または無人の住宅等の契約については、更新の際に必ず所定のお

手続きを行っていただく必要があります。なお、ご利用の予定が変わった場合や建物の維持管理ができなくなった場合、所定のお手続きを行ってください。

※契約の更新をお断りします。
※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することができます(後記「●規約および細則の変更について」をご確認ください)。

注意喚起情報

●クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名(交通災害共済の場合)、保障の対象の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

●加入申込(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問事項)について正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約申込者(契約者)自身が記入し、内容をお確かめのうえ、署名してください。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約申込者

当会までお問い合わせください（掛金の払込方法は、このリーフレットの該当ページをご確認ください）。

1. 団体一括払込団体

払込期日の翌日から1ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

2. 掛金口座振替特則適用団体

(1) 口座振替は、当会が指定した日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振り替えます。

なお、掛金の払込期日は毎月（払込方法が月払いの場合）または毎年（払込方法が年払いの場合）の発効応当日の前日の属する月の末日です。

(2) 扟込期日の翌日から3ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

●共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

●規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

●共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となり、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

また、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

●詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者（個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者）または共済金受取人が、申し込み際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約を取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。

また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。

●掛け金の保険料控除について

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛け金は、地震保険料控除の対象となります。

住まいの共済（個人賠償責任共済除く）

契約概要

●共済商品のしくみ

■火災共済

保障の対象に火災等・風水害等で損害が発生した場合、共済金をお支払いたします。

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

<加入口数について>

住宅は400口（4,000万円）、家財は200口（2,000万円）までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数（2口単位）で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額（口数）でご加入ください。

■自然災害共済

保障の対象に風水害等、地震等、盗難などで損害が発生した場合、共済金をお支払いたします。

契約方法については、火災共済にセットして加入できます（住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入ください）。加入できるタイプは「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかです（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください）。

※大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

※火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が共済期間の中途中において終了したときにも同時に終了します。

■加入できる住宅または家財（保障の対象）

1. 住宅

共済契約関係者（契約者および契約者と同一生計の親族をいいます。以下同じです）が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

※空家または無人の住宅等は、原則として保障の対象とはできません。

※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

<事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

ア. 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
イ. 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ. 次の用途を兼ねる住宅

常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業・作業員宿舎・簡易宿泊所・貸座敷・待合・割烹・料亭・キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娛樂場・工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

<住宅の構造について>

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。
〔木造構造〕：マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅

〔鉄骨・耐火構造〕：マンション構造に該当しない住宅で以下1.～4.のいずれか

- 1. 次のいずれかに該当する住宅
 - コンクリート造 ●コンクリートブロック造
 - れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造
- 2. 耐火建築物等（戸建てのみ）（注1）
- 3. 準耐火建築物等（注2）
- 4. 省令準耐火建物

〔マンション構造〕：以下1.または2.のいずれか

- 1. 次のいずれかに該当する共同住宅
 - コンクリート造 ●コンクリートブロック造
 - れんが造 ●石造
- 2. 耐火建築物等（注1）の共同住宅

（注1）耐火性能を有する「耐火建築物（※）」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。

※建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物

（注2）準耐火性能を有する「準耐火建築物（※）」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。

※建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

2. 家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

※空家または無人の住宅等の家財は、原則として保障の対象とはできません。

3. 保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）

① 通貨・預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など

② 事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など

③ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など

④ 義歯、義肢、人工臓器など

⑤ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑥ 空家や無人である住宅およびその住宅内の家財

⑦ 法人名義の住宅

■特約について

【借家人賠償責任特約】

借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

契約方法については、火災共済（家財）に30口以上加入し、次の（1）～（3）のすべてに該当する場合に加入できます。

（1）借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき

（2）借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき

（3）借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。

【類焼損害保障特約】

保障の対象である住宅、保障の対象である住宅に収容される家財、保障の対象である家財、または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。

契約方法については、火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。

※1物件に1契約とします。

【盗難保障特約】

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。

契約方法については、火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。

※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

●共済金のお支払いなどについて

■共済金をお支払いする場合（支払事由）

詳細な共済金額については、このリーフレットの前記「保障内容～火災共済～」「保障内容～自然災害共済～」「共済金額」「特約」をご確認ください。

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の「★」がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

※後述の「*」がついている共済金については、保障の対象である住宅に付属工作物および付属建物を含みます。

【火災共済について】

【火災等共済】

保障の対象に火災等により損害が生じた場合

※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、水ぬれ（給排水設備の事故による水ぬれや他人の住居からの水ぬれなど）、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。

【風水害等共済】

保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合

※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

1. 住宅の外側の部分（住宅の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの

2. 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

※風水害等とは…暴風雨、突風、旋風、竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。

※床上浸水とは…居住部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある床面をいいう）から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

※雨水等とは…雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

【持ち出し家財共済】

持ち出し家財について、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く）において火災等による損害が生じた場合

【臨時費用共済】

火災等共済または風水害等共済が支払われる場合

【失火見舞費用共済】

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭氣付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合

【水道管凍結修理費用共済】

保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊（パッキングのみの損壊を除く）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合

【バルコニー等修繕費用共済】

保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合

<h

17. 借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事【借家人賠償責任特約】
 18. 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害【借家人賠償責任特約】
 - (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
 19. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意【類焼損害保障特約】
 20. 項焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く）【類焼損害保障特約】
 21. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難【盗難保障特約】
 22. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難【盗難保障特約】
- など

■自然災害共済について

次のいずれかの事由により生じた損害

1. 「■共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）」の「火災共済について」の1.～4.、8.～10.、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大（発生原因がいかなる場合でも含む）、および8.～10.の事由に伴う秩序の混亂、14.～16.
 2. 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
 3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難
 4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
 5. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害【地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金】
 6. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの【傷害費用共済金】
 7. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの附属工作物の損害【地震等共済金、地震等特別共済金】
- など

■自然災害共済の共済金が削減される場合

1. 自然災害共済は、当会・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。
 - 1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずに支払いしています。
- (1) 風水害等の総支払限度額…1,100億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることできる水準に設定していますが、過去に類のみ超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

- (2) 地震等の総支払限度額…6,000億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

2. 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかるわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

●共済金受取人

1. 共済金受取人は契約者です。
 2. にかかるわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。
 3. 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
- ※共済金受取人は、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

注意喚起情報

●契約の解約・消滅

1. 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
2. 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - (1) 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - (2) 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

●契約の無効

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
契約が無効の場合、すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。
- 火災共済 ※各特約を含む。
1. 保障の対象が契約の発効日または更新日において、契約概要「●共済商品のしくみ」の「■加入できる住宅または家財（保障の対象）」の範囲外のとき
 2. 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生していたとき
 3. 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件を満たしていないとき【借家人賠償責任特約】
 4. 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
 5. 住家1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき【類焼損害保障特約】
 6. 同一の契約者が同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき【盗難保障特約】
 7. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- 自然災害共済
1. 火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
 2. 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約（更新契約または中途変更の場合は、増額部分）
 3. 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
 4. 上記■火災共済の1.2.4.7.
- 保障の重複について
- 下記の特約をセットする場合、当会および当会以外の契約すでに同種の保障に加入しているときや、主たる被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているときは、保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。
- 個人賠償責任共済
- 契約概要
- 契約について
- 火災共済（30口以上加入している場合）にセットして加入できます。共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約（以下「付帯される契約」と同一とし、付帯される契約が終了（無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅）するとき、同時に終了します）。
- ※付帯される契約を変更する場合は、別途、お手続きが必要です（付帯される契約が終了する場合で、他にセットできる契約があつても、自動でセッタすることはできません）。
- 被共済者の範囲
- 損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方とします。なお、一契約で以下の被共済者の範囲に該当する方も保障の対象となります。
1. 主たる被共済者（＝火災共済の契約者）
 2. 主たる被共済者の配偶者
 3. 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族
 4. 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
 5. 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含みます）
- ※未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 共済金をお支払いする場合
- 日本国内において次の1.や2.により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします（1回の事故につき上限3億円）。
1. 日常生活における偶然な事故
 2. 被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用（当会が認めたもの）等をお支払いします。
- ※被共済者が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返します。
- ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。
- 注意喚起情報
- 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）
- 次のいずれかの損害への賠償責任
1. 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
 2. 暴行または殴打に起因する損害
 3. 職務従事に起因する損害
 4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
 5. 心神喪失に起因する損害
 6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
 7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- 保障の重複について
- 当会および当会以外の契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することができます。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

9. 同居家族の人数が変わったとき

10. 契約者が死亡したとき
 - ※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、保障の対象から外れていることが判明した場合、当会は契約の継続を承諾せず契約を解除することができます。
- 他の共済・保険などに加入している場合の共済金の支払いについて
- 当会の火災共済（セットしている特約を含みます）、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。
- 空家または無人の住宅等となる場合の取り扱い
1. 空家または無人の住宅等となる場合には、原則として契約の継続はいたしません。
 2. 契約後、契約の建物が空家または無人の住宅等となる場合には、必ず当会までご連絡ください。契約終了にあたってのお手続きをご案内します。
 3. ただし、一時的に契約の継続を希望される場合は、今後のご利用予定や当面の建物管理の状況等について当会の基準を満たしているときに限り、一定の期間内、契約を継続いただける場合があります。
 4. 3.にもとづき契約を継続される場合でも、以降の契約の更新時には必ず状況を報告いただくためのお手続きが必要です。このお手続きをいただけない場合には、建物の状況にかかわらず契約の継続をお断りします。また、お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況等に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たさない場合には継続をお断りします。

●注意
保障開始日・変更日以前の風水害・地震等によって損害があった場合、その損害を修理していない箇所は保障の対象とはなりません。

- ※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれの契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません）。
- ※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。
- 契約の無効について
- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
1. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 2. 付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき
 - ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。
- 契約の解除
- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除することができます。
1. 被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 2. 契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 3. 契約者または被共済者が、反社会的勢力¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係²を有していると認められるとき
- *¹「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
- *²「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められることをいいます。
4. 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
5. 契約者または主たる被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
- ※付帯される契約が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返します。
- ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の被共済者のみであるときは、その被共済者に支払われるべき共済金等はお支払いできません。
- 交通灾害共済
- 契約概要
- 被共済者になることができる方
- 契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方
1. 契約者（団体の構成員。以下同じです）
 2. 契約者の配偶者
 3. 2.以外の契約者と生計を一にする親族
- 交通事故の定義について
- この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。
1. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれに積載されているものも含みます。以下同じです）との衝突、接触等による事故
 2. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故
 3. 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
 4. 乗客（入場客を含みます）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における被共済者の不慮の事故
 5. 道路（道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする）を通中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
 - (1) 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - (2) 崩壊、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - (3) 火災または破裂・爆発
- ※運行中には「駐車中」は含みません。
- 交通機関の範囲について
- この共済における交通機関の範囲は次のとおりです。
1. 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含みます）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
 2. 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第8号から第12号までに規定するもの）。ただし、次のものは含みます。
 - (1) 身体障がい者用の車イスおよび児童用の車
 - (2) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第3条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕運機

3. 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条（定義）第1項に規定する航空機
4. 船舶職員および小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条（定義）第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海賁従事者の操縦する遊観船を含みます。

●共済金をお支払いする場合

- <死亡共済金>
被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。
<障害共済金>
被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。
<入院共済金>

- 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。
※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

$$\text{入院共済金} = \text{入院共済金額(日額)} \times [\text{入院日数}(184\text{日限度}) - \text{免責4日*}]$$

*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

- <通院共済金>
被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。
※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

$$\text{通院共済金} = \text{通院共済金額(日額)} \times \text{通院日数}(90\text{日限度})$$

- ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意
<F型>

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金がお支払いの対象となりません。

●共済金を減額する場合

- 被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

●共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。
2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

- (1) 契約者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示（自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか）をお願いしています。

- (2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです。）

- (3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- (4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3. において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

5. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます。）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に

規定する順位または順序によります。

●共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

注意喚起情報

●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

1. 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
2. 被共済者の犯罪行為によるとき
3. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
4. 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
5. 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
6. 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
7. 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
8. 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合はお問い合わせください）
9. 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの

10. 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの（ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます）

11. 被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害

12. 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害

- (1) 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
- (2) 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業

13. 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害

14. 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害

15. F型に加入の場合、被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中で被った交通事故によるとき

16. 契約が解除されたとき

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 被共済者が発効日に、すでに死亡していたとき

2. 被共済者が、発効日または更新日に契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外であったとき

3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分

4. 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき

5. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

●契約の消滅について

被共済者が死亡したとき

●契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除することができます。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係²を有していると認められるとき

*¹「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

*²「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められることがあります。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. 前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。
当該契約の未経過共済期間（1カ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返します。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求ることができます。

●契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
4. 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
5. 被共済者が契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することができます。

○保有個人データ（共済契約等）の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただることがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ
(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力が失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかる事務手続きは契約者の委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について
こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

当会に対するご相談・ご不満などございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR 促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
- ・営業日・営業時間が変更となる場合がございます。事前に当会のホームページ等でご確認ください。
- ※ただし、自動車事故の賠償にかかるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用する者と適當とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop（当会）」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。